

## なぜ「作者」を死なせるのか？

ゴウランガ・チャラン・プラダン

文学を研究する者にとって、どうしても避けられない課題。それは「作品」と「作者」の問題である。作品とは、文学の分野で言えば、言語を使って創られた物語のことであり、芸術の一種である。むろん、口頭で伝えられてきた物語もそのなかに含まれる。そして作品の創作者を作者という。当たり前のことであるが、考えてみれば難解な問題でもある。本エッセイでは、主に後者の「作者」について考えてみたい。

このエッセイを書こうと思った直接のきっかけは二つある。一つは、最近刊行されたハルオ・シラネほか編の『〈作者〉とは何か―継承・占有・共同性』（岩波書店、二〇二二年）（以下、便宜上『〈作者〉とは何か』と表記）という本を読んだこと。二つめは、先日、ある本屋を訪れた時にバンデミック関連の特設コーナーに遭遇したことである。バンデミックのことはあとで述べるとして、まずシラネ編の本から始めよう。

シラネは、ロラン・バルトの「作者の死」論とミシェル・フーコーの「作者とは何か」を取り上げつつ、作者論についてこう述べている。「独創的作品の創造者・所有者としての作者という近代の神話がいまだに根強く働いていることに対して、「作者の死」と「読者の誕生」を宣言し、意味の完結した「作品」から、読者の積極的な読みの行為に開かれ、意味を生成し続ける引用の織物としての「テキスト」へと、文学の営為に対する見方の変更を促した」（頁五頁）。

この短い引用文には「創造」「所有」「近代」「神話」「読者」「引用の織物」といったいくつかのキーワードが見られる。そしてシラネは示していないが、「所有」と「創造性」と切り離せない「責任」も加えておこう。これらのキーワードは、いずれも作者について考えるときに重要な意義を持っている。

シラネが示した通り、個人が作品の創造者・所有者であるという考えに異を唱えたバルトは、敢えて作者を死なせ、代わりに作品に新たな意味を与える主体として「読者」に注目した。当の文学研究であまりにも自明視されていた「作者の意図」の解明そのものを問題にしたのである。バルトの作者論に違和感を覚えたフーコーは、テキストはいまだ作者の概念に依拠していると反論した。作者名は単なるある個人を示すだけでなく、例えば「シェイクスピア」と言えば「一八世紀のイギリス文学を代表した文学者」であり、『ハムレット』の作者であるという「作者としての機能」も含有しているため、テキストから作者を取り外すことは難しいと指摘した。こうした「個人」を中心に論じられてきた作者論に対し、『作者』とは何か』では東アジアなどの事例を示しながら、「共同」作業としての芸術生産に着目している。ここで先ほど触れたキーワード「創造性」「独自性」「所有権」が問題になってくる。芸術作品が、個人ではなく共同体によるものとすれば、当然ながらその所有権も共同体にあることになる。そうするとバルトのように作者を死なせなくても済む。『作者』とは何か』は、こうした個人の創造性・所有権という「神話」の解体を目指した。

確かに、近代における印刷技術の進歩につれて、あらゆる芸術は商品化され、そこではじめて所有権や独創性が注目されるようになった。前近代では芸術は権力の象徴であったものの、利益が主な目的ではなかったため、個人の独創性や所有権はそれほど大きな問題にならなかつ

た。日本の事例からすれば、複数の歌人により創られた連歌はこうした所有権や創作性の概念を越えた共同的な創作活動であった。和歌の作成技法である本歌取は、今ではある種の剽窃行為に当たるが、前近代では新たな創作を生み出す方法であった。言い換えれば、剽窃行為のこうした積極的な面はもはや通用しなくなった。匿名による創作についても同じことが言える。前近代に作られた作者未詳の芸術作品は圧倒的に多いが、匿名創作の場合、作者は所有権を放棄すると同時に、創作に対する一切の責任を取らなくても良い。ごく一般的であった前近代のこうした創作手法は、印刷技術の普及と芸術の商品化によって一変する。そしてイギリスやフランスなど西欧の国々における著作権法の改革を経て、一八八六年のベルヌ条約により個人が作品の所有者として認められるようになった。言い換えれば、近代化と共に発展してきた現在の作家論は、芸術の商品化によって支えられている。

問題は、個人が実際にどれほど創造性の所有権を持つのかである。このあいだ、小説家の池澤夏樹が登壇した書評会を拝聴する機会があった。そのときの池澤の言葉が印象に残っている。筆者なりに言い換えれば、次の通りである。「文学作品は海であって、作者の貢献はコップ一杯分の水である」。なるほど、特定の文学作品における作者の独自性は「コップ一杯分」であるという。同じ書評会のもう一人の登壇者であった坪井秀人はさらに一歩進んで「あらゆる文学は翻訳である」とまで主張した。坪井の言及を筆者なりに解釈するならば、あらゆるエクリチュールは、作者が感覚を通して知り得たことを心を通して文章に翻訳したものである。すなわち、文学作品はあくまでも「派生的」なものでしかあり得ない。ここで言う「派生的」は必ずしも消極的な意味ではなく、むしろ派生的だからこそ独自性があるという意味である。坪井によるこうした文学の定義は非常にラジカルである。なぜなら、坪井は池澤の「コップ一杯」

論も認めないからである。いずれにしる池澤も坪井も、文学の独自性に関する個人の貢献については少なからず否定的な立場を取っている。このような視点は新しいかというところでもない。百年前にイギリスのモダニスト詩人エリオットなども同じことを主張していた。だからこそバルトは、テキストを「引用の織物」であると主張した。エクリチュールは、作者の意図を解明するのではなく、創作のなかに盛り込まれた個々の引用の空間を解読する行為であると示した。

それでも不満は残る。なぜなら、これまでの議論は、個人であれ共同体であれ、やはり啓蒙的な人間という普遍的な存在を問題にしないからである。人間を前提とした作者の創造性や独創性に注目し過ぎて、あらゆる芸術作品は人間の外側にあるさまざまな様相によって形成されるという重要なことについて忘れてはいないか。実際、人間のいわゆる創造性や独自性の多くは、人間の管理外にある特定の時代空間によって形成される。作者の創造性という「神話」を解体するためには、作品が特定の社会構造や歴史的な状況によりどのよう形成されるのかを問われなければならない。ここでようやく今回のエッセイを書こうとした二つめのきっかけが問題になってくる。

このあいだ家の近くにある本屋を覗いてみる機会があった。みるとパンデミック関連の特設コーナーができている。海外で出版された本の邦訳版も並べてある。ほぼすべての図書が昨年の三月以降に刊行されたもので、なかには海外で出版されたばかりの著書の邦訳もある。パンデミックが世界的に流行し始めてから二、三カ月以内に書かれた本も少なくない。作者がいかなるスピードで原稿を完成させたのか想像に難くない。パンデミック関連の本を執筆した作者にとっては、不幸なパンデミックが本を書くための機会を与えてくれたとも言える。もちろん、

出版社からの介入も無視してはいけない。つまり、コロナ禍がなかったらこれらの本は書かれていなかった可能性が高い。そうすると、あらゆるエクリチュールのように、これらの書籍も「引用の織物」に他ならない。この場合は、歴史からの引用もあれば、世のなかの状況そのものを文章化したものもある。だとすると、パンデミック関連の本は作者が原稿を完成させたとしても、その独自性は「コップ一杯分」の水に過ぎない。それにもかかわらず、その所有権はそれぞれの作者にある。パンデミックは一例に過ぎないが、同じことが「明智光秀」や「渋沢栄一」ブームについても言える。ここで注意すべき点は、これらの本の多くが、ある時代空間のなかで特定の読者を対象に書かれたものだという点である。その意味で、時代空間こそが芸術を形成する重要な要件であり、人間の役割はその一部に過ぎない。人間を中心とした作者の問題は、デジタル化が急激に進むなかで改めて問われ始めている。

最近、最初のツイートがオークションに出されたことで話題になった。ツイッターの創業者の一人であるジャック・ドーシーによる最初のツイートが、日本円で言えば約三億円で購入された。このツイートは、デジタル芸術作品として売買され、所有権は購入者に譲渡された。厳密に言えば、この最初のツイートはドーシーという個人が創ったものではない。その背景には多くの技術者が関わり、オープンソースのノウハウも利用されていた。ただ、たまたま最初のツイートがドーシーの手によるものであったために、その所有権もドーシーという個人にあるとされたのである。法律上、全く矛盾はない。だが、ある個人の所有権が認められたことで、ほかの人々の貢献が隠蔽されてしまった。とくにデジタル作品の場合、所有権はより複雑な問題になりかねない。コンピュータ・プログラムで作られた芸術作品の所有権は、誰にあるのか。3D印刷技術を利用して作られる建築物の著作権は、誰が所有するものなのか。あるいは、自

動的に個人情報を窃盗してビッグデータから作られたAI技術によって創られた芸術作品の著作権などは、簡単に片付けることのできない問題であろう。

確実な解決策はないが、問題点ははっきりしている。それは、人間中心の作者論を越えた概念が必要ということだ。では、人間を中心としない作者論とはいかなるものであろうか。あらゆる事物を人間の視点から考えず、人間は広い世界の一部に過ぎないという思考がその出発点であろう。今必要とされるのは、こうした惑星的思考だ。とはいっても、人間と非人間の境界線を越えた作者論は新しいかというところでもない。二〜三世紀に成立したと言われる『ジャータカ物語』には、話すことができる鳥類や動物が数多く登場する。それは、この作品を編んだ当の作者が単に鳥類や動物を哀れに思って人間と同じく話せる機能を与えたのではなく、むしろ人間の声だけでは語り切れない、人間の欠陥を補う存在として登場させたのである。こうした作者論により、前近代の日本における仏や神のように、あるいは忘れられた妖怪のように、人間の別の一面が顕在化され、人間と非人間といった二項図式的な考え方を超越できることになる。人間は広い世界の支配者ではなく、あくまでもその一部でしかないという認識こそが、新たな作者論の始まりではないか。そのような作者論では、人間の独自性や創造性は求められず、作者の死が問題になることもない。

(国際日本文化研究センター機関研究員)